

次世代育成支援（一般事業主行動計画）

当行では、次世代育成支援対策推進法に基づき、これまでも育児休業制度の整備など様々な職場環境作りに取り組んで参りましたが、今後とも職員が能力を発揮し定年まで就業し続けるため次の行動計画を策定いたします。

計画期間

平成 27 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日までの 5 年間

内容

【目標・対策】

- ①女性の育児休業取得を支援する取組を実施
 - ・女性の就業継続・キャリア形成を促進する研修を実施。
 - ・仕事と子育ての両立の悩みを相談できる制度の検討。

- ②男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
 - ・企業内イントラネット等で育児休業取得を本人だけでなく所属長にも案内。

- ③家庭教育の重要性を再認識する取組を実施
 - ・教育委員会等が実施する家庭教育講座等の研修を実施。